

## 「第 2 次高槻市自殺対策計画」(素案) に対するパブリックコメントの結果について

### 1 実施概要

- (1) 募集期間 令和 5 年 1 2 月 2 0 日 (水) ~ 令和 6 年 1 月 1 9 日 (金)  
※郵送の場合は、令和 6 年 1 月 1 9 日 (金) の消印まで有効
- (2) 募集方法 持参、郵送、F A X、市ホームページ
- (3) 閲覧場所 市保健所保健予防課、行政資料コーナー、各支所、市立各公民館、各コミュニティセンター、市ホームページ  
※保健予防課、行政資料コーナー、各支所には、点字版も配架

### 2 実施結果

- (1) 意見者数 個人 2 人
- (2) 意見件数 8 件

## 第2次高槻市自殺対策計画（素案）に寄せられたご意見と本市の考え方及び対応

No.	章	ページ	項目	意見要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	第1章	1	計画の位置づけ	<p>第2次高槻市自殺対策計画の説明会（講座等）を行ってください。</p> <p>高槻市が計画を策定し、取り組んでいることを市民・住民に周知することで相談や自殺予防につながり、相談につながるきっかけにもなると考えます。</p>	<p>ご意見として承り、本計画を推進していくうえで参考にさせていただきます。</p>	原案どおり
2	第2章	9・15	高槻市における自殺の現状	<p>本市の現状を踏まえ、重点施策の中に高齢者の自殺対策の推進も加えてください。</p> <p>高齢者の人数、高齢化率はまだ上昇すると予想されていますので、今から取り組んでください。</p>	<p>重点施策については、国の自殺総合対策大綱や大阪府自殺対策計画等との整合を図り定めております。</p> <p>高齢者の自殺対策も重要であると認識しており、取組の推進を図ってまいります。</p>	原案どおり
3	第4章	35	自殺対策の取組	<p>高槻市では公認心理師が自殺対策に参加されていないのでしょうか。</p>	<p>本市の精神保健福祉相談員には臨床心理士の有資格者がおり、自殺未遂者相談支援事業やこころの健康相談等に応じております。</p>	原案どおり
4	第4章	38	コラム	<p>感情障害・不安障害についても用語解説で取り上げて下さい。</p> <p>様々な要因から感情不安定になり、自殺・自傷行為に至る方もおられます。感情の不安定さは病気のサインであり、市民・住民に周知される機会が増えて欲しいです。</p>	<p>本計画において、不安障害については記載があるため、ご意見を踏まえ、用語解説に追加いたします。</p>	修正

5	第4章	40・41	重点施策3 社会的な取り組み で自殺を防ぐ	市内のコミュニティセンター・すこやかテラスなどを利用して、こころと体のことが相談できる「まちの保健室」のような他市で行われている事業は、本市では行われないうか。こころの介護予防になるかと思っています。	すこやかテラスでは、60歳以上の方を対象として「健康サポートひろば」を各施設毎月1回実施し、介護予防や健康に関する個別相談、情報提供を行っているほか、地域包括支援センターによる出張相談会や市社会福祉協議会によるまちかど相談の実施など、高齢者に対する各種相談に対応しているところです。 ご意見につきましては、今後の事業実施にあたって、参考にさせていただきます。	原案どおり
6	第4章	49	重点施策7 遺された人の支援 を充実する	遺された支援者の支援についてもご検討ください。 自死されたご本人を支援してきた支援者や専門職の悲しみも深いものです。	本計画に記載している「遺された人」には、遺族以外の方も含めております。 ご意見につきましては、今後の事業実施にあたって参考にさせていただきます。	原案どおり
7	第4章	53	重点施策9 子ども・若者の 自殺対策を推進 する	はにたんの子どもいじめ110番のいじめを発見したときに通報できるシステムについて、「ホームページに開設」とのみ記載がある。 ホームページを設置するだけでなく「定期的なプリント配布」や「学校支給タブレット端末への通報アプリインストール」など様々な手段を用意して、子どもの声を能動的に吸い上げる環境構築を志向してほしい。	毎年、年度当初に全校児童生徒へ、はにたんの子どもいじめ110番にアクセスできるQRコード付のカードを配付しています。また、令和4年7月に、1人1台タブレット端末のデスクトップに、「はにたんの子どもいじめ110番」のアイコンを貼り付け、児童生徒が、いじめに関して相談しやすいよう環境の整備に努めました。	原案どおり
8	第4章	53	重点施策9 子ども・若者の 自殺対策を推進 する	子どもに関する種々の事業について、教育指導課・教育センターなど既存の教育関連部署が担当課となっている。 大阪府寝屋川市では、カウンセラー派遣や教育委員会第三者機関の設置などの教育的アプローチには限界があることから、教育課から独立した監察課が設置される等、新たに行政的アプローチを並走させている。 寝屋川市をモデルケースとして、いじめ対応に積極的な姿勢を示してほしい。	いじめの対応については、他市での動向を注視しながら、引き続き「いじめ防止基本方針」に基づいた、組織的な対応を推進してまいります。	原案どおり